

8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月19日（火）午前10時～10時27分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室
(宇部市琴芝町一丁目2番5号)
3. 出席委員 会長 原田 秀一
委員 内山 信行、河崎 貴一郎、繩田 加奈江、大草 知子、
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、阿部 利男、壹岐 浩二、
富永 茂巳
・・・（14人）
4. 欠席委員 職務代理 上田 直樹、江本 政彦、野村 文雄、岡田 保子・・・（4人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について
- 第3 報告事項
報告第1号 農地所有適格法人報告書について
報告第2号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について

6. 事務局 富田局長補佐、高瀬係長

**議長： 定刻となりましたので、8月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。**

事務局： 本日、久村局長は他の公務により欠席です。
それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は14人です。
欠席は4名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいている。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項25件及び報告事項2件
となります。
以上で報告を終わります。

**議長： 本日の委員18人中14人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。
厚東地区の関谷委員、旧市地区の内山委員にお願いします。
なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。**

（質問、意見なし）

議長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、16番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、16番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページから8ページまでの厚東地区の議案、17番から19番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： 厚東地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚東地区よろしいですか】

河村委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。厚東地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、17番から19番までは、許可します。
次に、議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの楠地区の議案、1番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【楠地区よろしいですか】

壹岐委員：はい。問題ありません。

議長：採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、1番は、許可します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は11ページから18ページまでの東岐波地区の議案、57番から60番まで4件あります。4件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、4件すべての転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および該当する水利権代表者、近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長：東岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長：【東岐波地区よろしいですか】

正司委員：はい。問題ありません。

議長：採決に入ります。東岐波地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、57番から60番までは、許可します。

事務局、次をお願いします。

事務局：議案書は19ページから24ページまでの西岐波地区の議案、61番から63番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、3件すべての転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および該当する水利権代表者、近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長：西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： はい。よろしいです。

議長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、61番から63番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページから30ページまでの旧市地区の議案、64番から66番まで3件あります。3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。旧市地区の3件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、64番から66番までは、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は31ページの厚南地区の議案、67番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： 問題ありません。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、67番は、許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は33ページの二俣瀬地区の議案、68番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長および近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議長： 二俣瀬地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： はい。問題ありません。

議長： 採決に入ります。二俣瀬地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、68番は、許可します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について、一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は35ページから46ページの議案、28番から33番までの6件です。訂正表にありますとおり、31番に訂正があります。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください
28番、大字川上です。耕作放棄され、山林、原野化し現在に至っています。
29番、中尾です。宅地として利用され現在に至っています。
30番、大字東須恵です。宅地として利用され現在に至っています。
31番、大字東須恵です。水田をかさ上げし耕作放棄され、雑種地として現在に至っています。
32番、大字際波です。宅地として利用され現在に至っています。
33番、大字東吉部です。耕作放棄され荒廃し、現在に至っています。
以上です

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。
33番の吉部について、写真の家は空き家ですか。

事務局： 空家です。

議長： 老朽化していますね。分かりました。

議長： 31番について、田はいつからかさ上げされていますか。

事務局： 40年前からです。

議長： 農地までの道は無いのですか。

事務局： 道は無いです。

議長： 耕作できませんね。

事務局： はい。

議長： 道が無ければ車もトラクターも進入できない。耕作不可能です。

原野委員： かさ上げは大変だったと思われます。

河村委員： 草刈り位は出来ますが、道が無かつたら耕作できません。

議長： 道が無いという事で判断しましょう。相続等が行われたものと推測されます。

議長： では採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画（案）の審査となります。厚南地区において、委員に関する事項があるため、まずは厚南地区について審査し、その後にそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、繩田委員の退席を求め、厚南地区について審査します。

(繩田委員退出 10:20)

事務局、厚南地区の説明をお願いします。

事務局： 議案書は51ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。以上です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長： 【厚南地区よろしいですか】

河崎委員： はい。問題ありません。

議長： 分かりました。それでは採決します。
原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、厚南地区は原案どおり決定します。
縄田委員、席にお戻りください。

(縄田委員入室 10：22)

続いて、厚南地区以外の審査を行います。
事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は47ページから50ページおよび52ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

また、別紙、農用地利用集積等促進計画について、こちらも事前質問はありませんでした。この促進計画は、やまぐち農林振興公社を活用して売買事業を行うため、「山口県農地中間管理機構の農地売買等事業に係る事務処理要領」に基づき審査するものです。以上です。

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長：採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
【東岐波】、【万倉】の委員さん、よろしいでしょうか。
別紙について、【二俣瀬】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議長：分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について、上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局：議案書は、53ページとなります。

7月に委員の皆さんからいただきました意見を、国、県への要望としてまとめたものです。県全体で取りまとめたのち、10月に県知事等関係機関へ提出される予定です。以上です。

議長：本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議長：それでは採決します。
本件について、原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、本件については承認します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局：総会報告事案は2件です。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は54ページから65ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。
次に報告第2号、議案書は66ページから68ページまでです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。以上です。

議長：ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議長：すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、8月定例総会を閉会します。

(終了時間10：27)